指定構造計算適合性判定機関票

この標識は、指定構造計算適合性判定機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通省関東地方整備局長　第１号
指定の有効期間	令和２年９月１０日から令和７年９月９日まで
機関の名称	一般財団法人 さいたま住宅検査センター
主たる事務所の住所	埼玉県さいたま市浦和区岸町７-12-３ 電話番号　０４８（６２１）５１５１
代表者氏名	理事長　福島　克季
業務区域	埼玉県、東京都、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県及び神奈川県の全域
委任都道府県知事	埼玉県知事、千葉県知事、茨城県知事、栃木県知事及び群馬県知事
取り扱う建築物等	埼玉県、千葉県、茨城県及び栃木県 判定を行うすべての建築物 群馬県 延べ面積が 7,500㎡を超える建築物（２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあたっては、当該部分。以下同じ。）若しくは、政令第８１条第２項第１号ロに定める構造計算を行った建築物、その他知事が認める建築物